

## 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(余市IC(仮称)～小樽JCT(仮称))の概要

### ◆路線の概要

北海道横断自動車道黒松内釧路線(以下「北海道横断道」という。)は、北海道寿都郡黒松内町を起点として、小樽市、札幌市、千歳市等を経て同道釧路郡釧路町に至る総延長約451kmの高速自動車国道です。

北海道横断道(余市IC(仮称)～小樽JCT(仮称))の完成により、北海道横断道の供用済の他の区間と接続し、北海道内における広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化及び観光圏の拡大が図られるなど、地域経済の活性化に寄与することが期待されます。



### ◆事業認定申請区間

全体計画区間 : 北海道余市郡余市町登町地内から小樽市新光町地内まで(延長約23.4km)

起業地区区間 : 北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで(延長約21.2km)

手続の保留区間 : 北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市塩谷4丁目地内まで(延長約9.0km)

(手続開始の告示がされる際には、別途お知らせされる予定です。)

◆用地の取得状況

余市IC(仮称)～小樽JCT(仮称)

平成26年2月末日現在

用地取得予定面積 (千㎡)	用地取得面積 (千㎡)	用地取得率
1,588	1,417	89%

◆整備効果

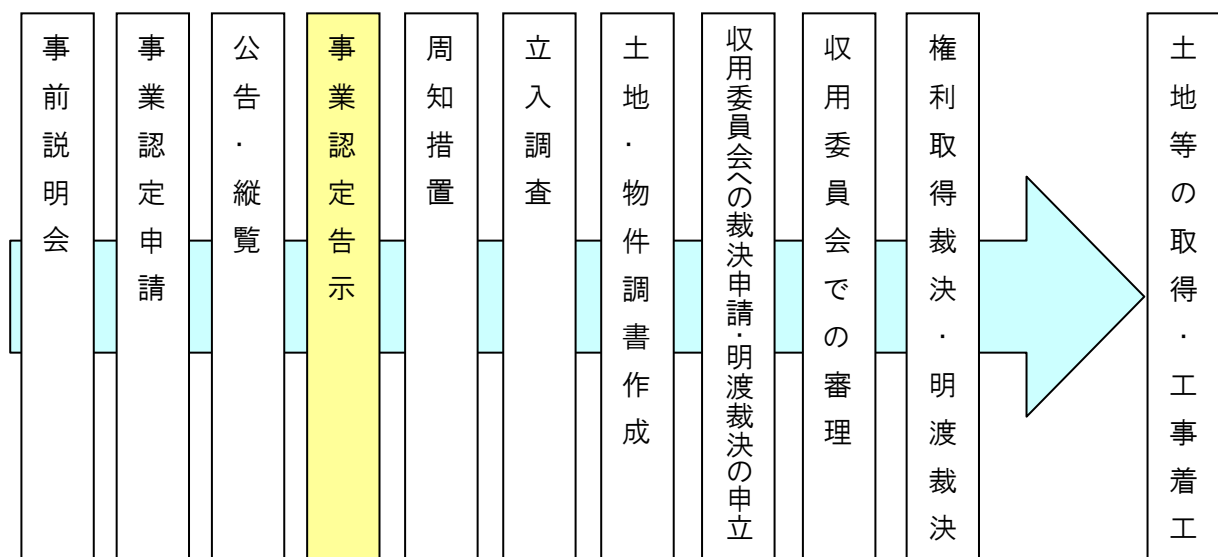
- 北海道内における広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化及び観光圏の拡大が図られるなど、地域経済の活性化に寄与します。
- 従来一般国道5号が担っていた通過交通の一部を分担することにより、一般国道5号の円滑な交通の確保や既存交通網の代替機能の確保に寄与します。
- 高次救急医療施設へのアクセス向上に寄与します。

◆【参考】土地収用法に基づく事業認定について

土地収用法は、憲法第29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適性かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

土地収用法第3条には、土地を収用又は使用することができる事業(収用適格事業)として各種の公共の利益となる事業が列挙されています。当社が行う高速道路建設事業も収用適格事業に該当しますが、この収用適格事業に該当すれば、ただちに事業に必要な土地等を強制取得できるというわけではなく、事業認定庁(当社の事業の場合は国土交通大臣)より土地の収用又は使用を必要とする事業について、事業の認定を受けなければなりません。

今回、事業の認定の告示を受けたことにより、土地等の取得に向けた一連の収用手続きをさらに進めていくこととなります。



※上記フロー図は、土地収用法における一般的な手続きの概略を示したものです。